

脚立単独使用許可申請 及び 誓約書

工 事 名: _____ 現場代理人: _____ 殿

使用会社名: _____ 職長名: _____

標記工事の施工に際し、脚立を単独で使用したく、許可申請を致します。

なお、脚立使用に際しては、脚立に起因する転落事故が多いことをよく認識し、下記許可条件及び誓約事項を遵守すると共に、これを貴社より使用許可を受けた脚立を使用するすべての作業員に対して周知徹底の上、遵守させることを誓約致します。

I 許可条件(以下のA、B、C、Dの特例時にのみ使用を許可する。)

◆特例対象 (次のA、B、C、Dの□にレ印をつけてください)

A. 可搬式作業台又は軽量作業台が使用できない場所での作業

(例:PS、EPS、DS、WC、ユニットバス、押入、機械室、階段室、クローゼット等)

B. 作業の性質上高さ方向の移動を伴う作業

(例:壁・柱の仕上げ作業、壁・柱・床の型枠組立し作業、壁・柱の配筋作業、壁への器具等の取付作業)

C. 連続性、官庁検査等迅速性が求められる場合に限る 検査、調査、点検作業

D. その他、作業所長の許可を得て、職長直接の指揮により行う作業

(作業内容: _____)

II 誓約事項

1. 現場に持ち込む脚立は、次に定めるところに適合したものとする。

(1) 6尺以下のもの。

やむを得ず2m以上の脚立を使用する場合は二人作業とし、作業所長の許可を受け、墜落防止措置と作業手順を作業員に周知してから使用する。(※墜落防止措置:親綱、全ねじキャッチャー等を設置し安全帯を使用する)

(2) ①丈夫な構造 ②材料に著しい変形・損傷・腐食がない ③脚と水平面の角度を75度以下
④足元に滑り止めを有する物

(3) 踏棧は幅5cm以上、踏棧の長さが30cm以上のもの。

2. 脚立災害防止のための留意事項

(1) 無理のない姿勢で作業を行うため、脚立を作業箇所付近に近接した所に定置する。

(2) 力が入る、反動を伴う作業をしない。

(3) 天板に乗って又は足を掛けて作業をしない。

(4) 脚立にまたがった姿勢で作業をしない。

(5) 極力2人作業とし、1人は脚立を支え、ぐらつき防止、注意喚起の声がけを行う。

(6) 開口部端部(ベランダ等)での脚立作業をしない。やむを得ず作業する場合は墜転落防止措置を講ずる。

(7) 段差部・傾斜部では水平を保って使用する。

(8) 脚立昇降時は脚立に向かって手で脚立を掴み、一段ずつゆっくり昇降する。

(9) 一脚の脚立上で複数(2名以上)の作業員で作業をしない。

(10) 脚立を壁などに立て掛けて使用しない。

(11) 70歳以上の高齢作業員には、脚立作業をさせない。

★ 上記項目遵守により脚立使用を許可する。

許可期限 令和 年 月 日まで

許可 第 号	
作業所長	担当者

